

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○新谷委員長 次に、堤かなめ君。

○堤委員 立憲民主党の堤かなめです。

初めに、年金の安心と財源確保についてお聞き
します。

今、様々なメディアなどで、老後破産が取り上
げられています。大臣、老後破産について、どう
いう御見解をお持ちでしょうか。

○武見国務大臣 老後破産という言葉自体は聞い
たことがございます、厳密な定義というのはまだ
ないだろうというふうに思いますが。あわせて、
老後の年金生活への不安の声があるということは
承知しております。

○堤委員 破産する人の四人に一人が六十歳以上
の御高齢の方だった推計もございます。この
点、今、我が党の西村智奈美委員の方からも、単
身高齢女性の本当に厳しい状況が、経済的に厳し
いというお話もありましたので、今、確かに、本
当に公的な年金だけでは生活ができない、年金を
受け取れる年齢が七十歳まで引き上げられてしま
うのではないかなど、老後の生活に不安を感じて

おられる方が多くいらっしゃると思います。

二〇〇四年に、自公政権は、百年安心年金プラ
ンとして、百年後でも絶対大丈夫と国民に明言い
たしました。厚労大臣、年金は本当に百年安心で
きるのでしょうか、それとも、百年安心年金は撤
回されるのでしょうか。

○武見国務大臣 公的年金制度におきまして、二
〇〇四年の年金制度改正において、将来の現役世
代の過重な負担を回避するという観点から、保険
料の上限を固定した上で、マクロ経済スライドに
より、その収入の範囲内で給付をし、おおよそ百
年間の長期的な給付と負担のバランスを確保する
ことで、将来にわたって持続可能な仕組みとして
おります。こうした考え方は現在でも変わってい
ないということは明確に申し上げておきたいと思
います。

現在は、次期財政検証に向けて社会保障審議会
年金部会で議論を行っておりまして、年金制度に
ついて、国民の皆様にしつかりと安心感を持つて
いただけるよう努力することが基本姿勢でなけれ
ばならないと考えております。

○堤委員 持続可能ということですが、それは政
府にとつて持続可能なんでしょうか。私には、そ
ういうふうに思えます。国民にとつては、これで
暮らしていけないと思っていらいっしやる方が多い
のではないかと思います。

また、働く女性が増えれば、納税額も増えます
し、年金や医療、介護、労働保険など、社会保険
料の財源確保にもつながると思えます。ここでは、
年金財源の確保という観点から、女性の働き方に

ついて質問いたします。

資料一を御覧ください。各国の女性のパートタ
イム労働者比率です。（一）の、上のグラフです
けれども、パートタイム労働者比率の推移を、二
〇〇〇年から二〇一九年まで、おおよそ二十年間見
たものでございます。こちらに赤線で示しており
ますが、日本は上昇傾向にあります。そして、（
二）パートタイム労働者比率の推移、二十五歳か
ら五十四歳。上は全年齢ですけれども、いわゆる
労働年齢に限ったものでございますが、こちらで
も、イギリスですとかドイツ、フランス、スウェ
ーデンなどではどんどん下がってきているのに対
しまして、日本では、パートタイム、逆に比率が
高まってきている、そういう状況です。

それから、資料の二、次のページを御覧ください
い。先ほど我が党の西村議員からもありましたけ
れども、男女の賃金格差、この国際比較です。

働く女性は増えましたけれども、しかし、働い
ている女性の多くがパートタイム、短時間制雇用
で、その結果、賃金も低く抑えられているという
ことです。男女の生涯賃金の格差は一億円という
推計もあります。男女の賃金格差は、これも西村
委員からありました、直接的、間接的な性差別の
帰結であり、是正すべきであると考えます。と同
時に、年金や社会保険の財源確保という点からも
問題だと思えますが、厚労大臣の御所見を伺いま
す。

○武見国務大臣 男女間の賃金の差異というのは、
長期的には縮小傾向にはありますけれども、女性
の管理職比率の低さや男女間の勤続年数の違いな

どを反映して、依然として差異が大きくて、その是正は重要な課題であるというふうに認識をしております。

このため、厚生労働省としては、女性活躍推進法に基づく企業の取組の推進、女性のキャリア形成の障壁となっており、性別役割分担意識の是正であるとかアンコンシャスバイアスの解消を図るための取組などを通じて、希望する女性がキャリアを中断することなく、その個性や能力を生かして活躍するための環境整備に取り組みしております。

御指摘の社会保険の財源確保に与える影響については、格差の是正が雇用者報酬全体の増加につながるれば、社会保険料の収入総額を増加をさせて社会保険の財源のプラスになり得るものと考えております。

○堤委員 財源にプラスになり得るとおっしゃっていただきました。

本日に、OECD諸国の平均が八八・四ですけれども、資料の二ですね、我が国は七七・五でG7諸国で最低レベルなんです。こういった状況がずっと続いてきた。先ほど、いろいろ政府はやってきたとおっしゃいましたけれども、全然この三十年改善していないわけです。

では、女性が他の先進国並みのパートタイム労働者比率になったとしたら、あるいは男女の賃金格差が是正されたとしたら、どのくらい年金財源が増えるのか、試算できますでしょうか。機械的な試算で結構です。よろしくお願います。

○橋本政府参考人 年金の財政検証におきまして

将来見通しを示すに当たっては、恣意的な見通しとならないように客観性を確保することが大変重要でございます。こうした観点から、財政検証における労働力に関する前提につきましては、これまでの実績ですとか、また、独立行政法人労働政策研究・研修機構から公表される労働力需給の推計、この見通しを基に設定してきております。

このため、今年予定しております財政検証におきましても、労働力の前提につきましては、労働政策研究・研修機構による労働力需給の推計等を基に設定することとしておりまして、御提案のような形での試算を行うということにつきましては、恣意的な試算となるおそれがございますので、慎重であるべきだということを考えております。

なお、委員がおっしゃったような、短時間労働者の比率の前提を下げるのですとか、あるいは男女間の賃金格差を縮小する、こういった前提に仮に置き換えた場合と仮定した場合にどういふふうな方向での影響が出るかということも申し上げます。まず、短時間労働者、雇用者比率の前提を引き下げた場合には、フルタイムの労働者が増加をして、厚生年金の被保険者数が増加するということが見込まれますので、これは年金財源の増につながるであろうというふうに考えられます。

また、男女の賃金格差がより大きく縮小するとした場合には、男性に比べて女性の賃金の伸びを大きく仮定するということになりまして、男女合計の賃金上昇率の前提が変わらないというふうな仮定すれば、総賃金も増加しませんので、年金財源への影響は基本的にはないということに

なっていくと思えますが、女性の賃金が男性以上に上昇するということによつて男女計の賃金上昇率も上昇するというふうに仮定するのであれば、総賃金が増加いたしますので、年金財源の増につながるのではないかと、そのような方向で見込まれるというふうに考えております。

○堤委員 今、人手不足ですから、やはり格差がなくなったら男女計の賃金も上がるのではないかと思います。特に、年金の財政検証とは別に、女性活躍推進というふうに政府は取り組んでおられるのですから、それがなぜ必要なのかというその根拠の一つとして、私は、こういった、女性の活躍が本当に実現したら、男女のジェンダー平等が実現したら、どのくらいの財源が生まれてくるのかということを是非検証していただきたいと思っております。

委員長、そういった試算をお願いできませんでしょうか。お取り計らい、よろしくお願います。

○新谷委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○堤委員 では、資料三、合計特殊出生率と女性労働力率の推移を見ましたものです。資料三です。

よくもう皆さん御存じかと思いますが、一九七〇年代、七〇年あたり、今からもう五十年ほど前ですけれども、この頃ですと、女性の労働力率、就業率が高い国ほど逆に出生率が低い、ところが、一九八五年ぐらいからそれが逆転しまして、現在では女性の労働力率が高いほど出生率が高い、そういう相関関係にあるということです。女性が働きやすい環境を整えることは少子化対策としても重要だということは既に立証済みだと

思いますけれども、大臣、国際的な状況にもお詳しいと思いますので、いかがでしょうか。

○武見国務大臣 OECD諸国におきまして、女性の労働力率と出生率との関係については正の相関が見られるとの指摘があることは承知しております。

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因がございますが、その中の一つとして仕事と育児を両立しづらい職場環境があつて、男女とも希望に応じて仕事と育児を両立できるようにしていくことが少子化対策に資するものだと考えております。

厚生労働省では、希望する女性が出産や育児をしながら働き続けられる社会を実現するために、男女雇用機会均等法の遵守や女性活躍推進法による取組を推進するとともに、育児・介護休業法等において、男女共に希望に応じて仕事と育児を両立できるように、職場環境の整備にも取り組んでいるところでございます。

引き続き、こうした、希望する女性が仕事とそれから家庭生活を両立させて、そして、その個性や能力を生かして女性が大いに活躍していただける職場環境の整備をしていかなきゃいけないだろうと思っております。

○堤委員 大臣も御存じだと思いますが、昨年の我が国のジェンダーギャップ指数は、百四十六か国中百二十五位と過去最低、前年から九ランクも下がりました。女性の多くが、子育てや介護など、ケア責任ゆえにフルタイムの仕事が続けられない、キャリアを形成できないことが経済や政治分野で

のジェンダー平等を阻んでいます。

この三十年、そうやって取り組んできたとおっしゃいますけれども、こういったこと、ジェンダー平等や少子化対策など、自民党に多額の献金ができない女性や子供に関わる問題に政府予算を振り向けてこなかった自民党の責任は大きいと言わざるを得ません。立憲民主党は、長時間労働の是正などの働き方改革、保育、学童、介護などの充実にもっと思い切つて投資をすると申し上げて、次の質問に入ります。

次に、食品による健康被害について質問いたします。

日本が機能性表示食品の制度をつくる際に参考にしたアメリカ、米国では、重篤な健康被害の情報を入手してからおよそ二週間以内に政府機関へ報告することを義務づけています。その米国では、ダイエタリーサプリメントの摂取により、数多くの健康被害が生じています。

資料四を御覧ください。

①ですけれども、日本語訳を読ませていただきます。二〇〇四年から二〇二一年の間に、栄養補助食品、ダイエタリーサプリメントの使用に関する合計七万九千二十一件の有害事象が食品安全応用栄養センターに報告されたということです。

②の論文です。②の記事です。

さっき、①は、二〇二三年のイノベーションズ・イン・ファーマシーの記事です。②は、二〇二二年のアメリカン・アソシエーション・オブ・リタイアド・パーソンズ、全米退職者協会のホームページからなんですけれども、ニューイングラン

ド・ジャーナル・オブ・メディシン誌に掲載された二〇一五年の研究では、ダイエタリーサプリメントによつて引き起こされる有害事象により、原文を見ますと二〇〇四年から二〇一三年の間ですけれども、この間、毎年約二万三千人が救急救命室に運ばれていることが判明した。毎年約二万三千人で、本当に驚きます。研究者らが特定した反応は胸痛や動悸から目まいや嘔吐まで多岐にわたる可能性が高かったということです。

立憲民主党は、五月十四日、今週火曜日に、食品衛生法の改正案を提出いたしました。報告義務、義務づけるものなどなんですが、一方、日本の機能性表示食品の制度は世界一緩い制度であると言われております。アベノミクスの弊害の一つと言われております。報告義務のない日本ではどのくらい被害があるのか、本当に心配になります。

そして、立憲民主党は、機能性表示食品に関する健康被害の情報を速やかに都道府県に報告するよう義務づけるとともに、機能性表示食品の在り方そのものの議論、これも必要だとしております。少なくとも報告の義務化が必要だと思っておりますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○武見国務大臣 食品衛生法第五十一条の第一項で、事業者が講じる公衆衛生上必要な措置として、事業者に対して、消費者から健康被害に関する情報を得た場合には、当該情報を保健所に提供する努力義務を課しているというのが現行法の措置であります。

今回の事案というものに関しては、事業者であ

ります。小林製薬が医師から健康被害の情報提供を受けた後に、因果関係を含めた自社での評価を行い、一定の結論を得た後に報告を行ったために、約二か月間、紅こうじ関連製品の販売、流通が行われていたという事は、私どももこれは問題だったというふうに思っております。

その上で、関係省庁とも連携をしながら、再発防止のために、今度は、厚生労働省の立場としては、食品衛生法体系においてどういう施策が必要かというのを今現在検討しているところでございまして、五月末を目途にしてしっかりと結論を得ておきたいと考えております。

○堤委員 参考人の方で結構ですが、アメリカの制度では報告が義務化され、報告を怠れば罰則があると聞いていますけれども、それでよろしいでしょうか。

○大坪政府参考人 食品表示法については消費者庁の所管でございますけれども、今お尋ねの点につきましては、そのとおりだというふうに考えております。

○堤委員 健康被害を防ぐには報告の義務化と罰則が必要だと思っておりますので、是非よろしくお願ひします。

それから、対応の遅れについてですが、四月十日の本委員会において、私は、小林製薬の紅こうじ関連製品を摂取した方々に対し、検査や治療の費用は小林製薬に御負担いただけるのかというふうにお聞きいたしました。御答弁は、小林製薬の方で判断されるものでありまして、厚生労働省の方から何か申し上げるものではないという冷たい

ものでございました。

その二週間後の四月二十五日、小林製薬は、自社のホームページや新聞紙上などで、当社紅こうじステヘルプ等の摂取と症状の間に相応の関係性があると疑われるお客様に対して、医療費等の実費のお支払いを開始すると告知されました。実費の支払い対象となるのは、初診料、検査費用、交通費云々ということでした。

そもそも、本年一月に小林製薬が外部から、先ほど大臣からもありましたけれども、問題の公表や自主回収に動くまで二か月余りがかかった。この二か月の遅れ、初動の遅れはこの委員会でも何度も指摘されています。しかし、三月二十二日の問題の公表から四月二十五日に検査費用などの実費を支払うという告知をするまで、更に一か月以上かかったわけでございます。これも遅過ぎるのではないのでしょうか。厚労省の見解をお聞きします。

○大坪政府参考人 お答え申し上げます。

民間の判断につきましては、厚生労働省から何かコメントということは難しいわけでありましてけれども、厚生労働省といたしましては、症状が出ていない方でありまして医療機関に受診をしていただき、その際は保険が適用となるように、三月二十九日の段階で既に皆様に御案内をするなど、被害の拡大を防ぐため取り組んだところでございます。

小林製薬におかれましては、四月二十五日のプレスリリースを拝見いたしますと、その原因ですとか可能性がまだ分からない中で、暫定的な対

応として判断したというふうに記載がございますので、そういった原因究明の進捗などを踏まえて検討されたものと考えております。

○堤委員 遅れたのは確かだと思っておりますけれども、それでも、そういう補償をする、誠心誠意責任を持って検討するというふうに明言されております。

しかし、今回の事案では、資力のある大きな企業であったわけですが、もし健康被害を引き起こした企業が資力のない小さい会社であったとしたら、どうなっていたのでしょうか。一般論で結構ですので、お答えください。

○大坪政府参考人 お答え申し上げます。

国として所管しております食品衛生法、これは食の安全確保のための必要な規制でありまして、先生御指摘のような被害が発生した場合の補償、こういった趣旨のものではございませんので、そこは国の方では難しいわけですが、一般論でということではございましたので、健康被害などが生じた場合には、一般には、民間の共済制度又は民間の保険商品、こういったものを活用されているというふうに承知しております。

○堤委員 共済があるということですが、レクで、もう時間がないのでぎゅっとしますが、これはどのくらいの会社が加入しているかと聞いたら、分からないということだったので、すから、医薬品にはそういう制度が、医薬品副作用被害救済制度があります。しかしながら、食品についてはないわけですね。

立憲民主党は、こういう健康被害の救済など、

抜本的な見直しをすべきとしています。厚労大臣、被害の救済についても法的対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○武見国務大臣 医薬品として分類されているものと食品として分類されているものについては、やはりこうした補償に関わる議論の仕方というのは基本的には異なってくるんだろーと思えます。今回のような事案というのは、まさにグレーゾーンの分野における、こうした事案に関わる対応をどうしたらよいかというような議論になっているかとは思いません。

ただ、基本的には、医薬品とは異なる立場で食品に関わる食品衛生法というものは、そうした補償までをも検討に、組み込んでいるものではないんだということをやはり申し上げておきたいと思えます。

○堤委員 食品についても、これまで、森永ヒ素ミルク中毒事件、カネミ油症事件など、食品の摂取を原因とする健康被害が起きています。これらの事案の救済には個別に対応したと聞いています。しかし、個別対応には時間がかかります。その間に被害が拡大したり、救済が遅れてしまうことになりません。

例えば、一九五五年に起きた森永ヒ素ミルク事件、武見大臣が四歳くらいの頃に起きた事件だと思えますが、この事件では、乳児百三十人が死亡、一万三千人以上に被害者が出ました。この事件の被害者への恒久的な救済機関が設立されたのは、一九七四年、事件から何と二十年後です。いろいろな、例えば、赤ちゃんが被害に遭って、亡

くなつた方が多いんですけれども、そうでない方もいらつしやうって、その方たちは成人になつていくような、二十年という時間が過ぎてしまった。本当にこれは、この間、被害者や御家族はどんな思いで過ごされてきたのか、こんなむごいことは繰り返してはならないと思えます。

今後、もちろん被害が起こらないことを望みます。しかし、御紹介しましたように、米国ではサブリによつて毎年二万三千もの方々が救急搬送されていたということです。日本でも、今後、何が起るかわかりません。もちろん、機能的表示食品制度そのものを、安全性を高める、そういったことも必要ですけれども、あるいはその制度自体を廃止するということも私は必要だと思いますが、万が一のために、医薬品副作用被害救済制度のような公的な救済制度をあらかじめ用意しておく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○大坪政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大臣も申し上げましたが、医薬品の場合には、それを使用せざるを得ない状況において、適正に使用されたとしても副作用が一定程度あるという可能性がございます医薬品の特性というものも踏まえてつくられた制度でございます。また、それに際しましては、製造販売業者から一定の拠出金を、これは毎年拠出をいただいた上でつくられた制度でございます、食品と、直ちにその性質、必ず召し上がらなければならぬものであるといった特性としては、必ずしも一緒ではないというふうに考えております。

○新谷委員長 堤かなめ君、申合せの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○堤委員 例えば、大企業には共済を義務づけるなどすることもできるかと思えます。いずれにしても、救済が遅れないような制度を考えていただきたいと思えます。

時間となりましたので、終わります。ありがとうございます。